

Table with 17 columns: 管理コード, 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的な内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類、内見の見直し, '措置の内見の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類、内見の見直し, 措置の内見の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管(関係府庁)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、内容の見直し	措置の内容、内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、内容の見直し	措置の内容、内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
070160	「ご近所さんまじわりモデル事業構想」(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発)の為の政府未使用地を含む国有地等の利用に関する事項	会計法第29条の3第1項平成18年3月17日付財理第104号「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達平成23年9月30日付財理第3603号「一般競争入札等の取扱いについて」通達	未利用国有地については、公用・公共利用優先の考え方を原則として、地方公共団体等から取得等要請を受け、取得要請があった場合は優先的に売却することとしている。要請がない場合は、民間に対し一般競争入札により売却することとしている。	練馬区内に存在する政府未利用地を含む国有地等を練馬区民のために担保し、練馬区民及び練馬区がその土地を優先的に利用できることを求める。優先的に利用とは、未利用国有地の人札に關し、一般競争入札ではなく、利用形態を優先した入札、提案型入札を求める。また、未利用地でない場合も、練馬区に限定しての募集を求めている。	現在43箇所64,823.06㎡の憩いの森が区によって設置管理されている。また、区は「緑比30%目標」を掲げ、その実現に向けて取り組んでいる。また、区は「緑比30%目標」を掲げ、その実現に向けて取り組んでいる。また、区は「緑比30%目標」を掲げ、その実現に向けて取り組んでいる。	23区中第2位の住民を養っているが、昼間人口と夜間人口の差は、夜間人口ランキング23区中第1位となっている。都内では特に人口の分散化・拡散が進み、ホテル家族やコンビニエンスストアの増加が顕著である。人口動態的にその一環顕著に現れているのが練馬区とも捉えらる。このような地域では既に従来のまちづくり(り)では、地域の人々につながりを持たせることは出来ず、再構築の時期が訪れている。そのため、区民のご近所パワーで区の災害弱者対策を強化した防災計画を見直し、住み続けられるまちづくりを行うための核として、政府未利用地を含む国有地等を利用する。(別様参照:1)	C	-	練馬区から練馬区所在の未利用国有地について、公園・緑地として利用するために取得要請が出されれば、練馬区に対して優先的に処分することは可能である(練馬区に対しての措置の分類はD)。 また、練馬区を含む地方公共団体等から取得要請のないものについては、地域の人々につながりを持たせることは出来ず、再構築の時期が訪れている。そのため、区民のご近所パワーで区の災害弱者対策を強化した防災計画を見直し、住み続けられるまちづくりを行うための核として、政府未利用地を含む国有地等を利用する。(別様参照:2)	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	-	区が有する優先的な権利を、区が承認した区民にも特別として可能であることを要請する。現行の区及び都の都市計画上の制限を遵守した計画も、そこに住み続ける希望のある区民にとって、必ずしも希望する有効利用とは言えない。区内に存在する土地を区民の望む姿で利用することは、区及び都だけでなく区民にも権利と責任がある。区と区民が協議してまちづくりを行うために利用することは、国有財産の有効利用になる。	未利用国有地については、国民共有の財産であり、公用・公共利用優先の考え方を原則として、地方公共団体等から取得要請があった場合は優先的に処分することとしている。また、地方公共団体等から取得要請のない未利用国有地については、民間における有効活用を図ることを前提に、広く国民を対象とする公平な手続きによって処分することが適当と考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	区においては区及び区民・区民グループとの歩調をあわせた協働体制が固められつつあり、行政レベルの計画も進んでいる。(練馬区環境基本計画2001-2010)そこで、区内に有する未利用国有地の有効利用に対し、区と協働する区民や区民グループに対して、利用形態を優先した提案型入札を求める。これは、都市住民である練馬区民の生活の安全と安心を守る上での公平性に基づいた新しいモデルケースになる。	C	-	練馬区から練馬区所在の未利用国有地について取得要請が出されれば、練馬区に対して優先的に処分することは可能である。また、練馬区を含む地方公共団体等から取得要請のないものについては、広く国民を対象とする公平な手続きによって処分することが適当と考える。	1079320	すすしる環境開発事業協同組合	財務省
070170	地震保険契約金の火災保険契約金額上限50%の緩和	地震保険に関する法律	地震保険契約金の火災保険契約金額上限50%	地震保険は、政府が再保険を引受けることから、建物の補償額、給付金額、そして火災保険契約金額の30%～50%など、補償の上限が設定されている。都市部での大地震などは、巨額な損害が想定される為、上限を設定することは不可欠であるが、建物の性能や震災の規模によっては、100%補償が可能であることから、火災保険契約金額50%の条件緩和を実現する。	建物の性能基準、震災による総損傷に一定の基準、規模を設定し、場合によっては火災保険契約金額の100%補償を可能にする処置を実現する。	地震大国日本では、地震リスクに関して、政府としてもより検討すべき課題であり、自助努力により生活の安定を計ろうとする国民に対しては、より完全な補償の実現を要請すべきである。2016年には、火災保険加入者のうち地震保険加入率は前年度より2.9%高い140.3%で初めて40%を超え、関心は高まっているが、まだまだである。保険料も全国平均で7.7%値下げされているが、補償範囲も再検討し、地震保険の加入率アップを目指す。	C	-	地震保険に関する法律は、地震による被災者の生活の安定に寄与することを目的としており、必ずしも完全な住宅の再建を目的とするものではない。また、地震危険が子の高度、損害の程度等が保険に反映しにくく、しかもそのたらず損害が突発的に異常巨大なものになる可能性も持っているため、地震保険として火災保険契約金額と同じ補償率にすることは、民間の担保力、国の財政力の観点からも実現は困難である。	地震保険契約金額を火災保険契約金額の50%以下としている根拠については、地震保険に関する法律(第2条第2項第4号)に規定されている。	C	-	地震保険契約金額を火災保険契約金額の50%以下としている根拠については、地震保険に関する法律(第2条第2項第4号)に規定されている。	地震保険に関する法律第2条第2項第4号に規定している50%以下、については、50%とした根拠を明らかにされた。	地震保険契約金額を支払うことは国の財政力をもってしても不可能であり、かつ、極めて高額な個人資産について、これまで限定的な補償によって救済することは適当でない為、保険審議会部申(昭和54年)において、付保割合50%を上限とすることが適当であると認められた。	C	-	地震保険契約金額を支払うことは国の財政力をもってしても不可能であり、かつ、極めて高額な個人資産について、これまで限定的な補償によって救済することは適当でない為、保険審議会部申(昭和54年)において、付保割合50%を上限とすることが適当であると認められた。	1109350	個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	財務省	
070180	地震保険の居住用建物及び生活用動産のみ対象の一部緩和	地震保険に関する法律	地震保険の居住用建物及び生活用動産のみ対象	地震保険適用範囲を居住物件のみとせず、一部、民間の介護施設、病院などの緊急性や公共性に応じて適用範囲を広げる。	一定条件を定め、地域的に不可欠だと判断される民間施設に対し、地震保険の優遇措置を設け、地震リスク回避を地方自治体と民間レベルで構築できる。	地震保険は工場、事務所などの住居として使用されていない建物は、地震保険は加入出来ない。しかし、人命に関わり、且つ公共性の高い民間施設に備へては一部緩和の検討が必要である。特に高齢化社会へと進む日本に於いて、災害後の高齢者への受入施設確保が急務になると想定されるため。	C	-	地震保険に関する法律は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とするものであり、また、国の財政力の観点から地震による損害の過大な集積を回避することが重要であることから、この保険の対象物件としては、住宅(店舗等との併用住宅を含む)及び家財に限定しているものである。なお、ご提案のあった病院や介護施設等の物件については、地震危険担保特約を附すことにより地震による危険は担保されるものと考えている。	C	-	地震保険に関する法律は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とするものであり、また、国の財政力の観点から地震による損害の過大な集積を回避することが重要であることから、この保険の対象物件としては、住宅(店舗等との併用住宅を含む)及び家財に限定しているものである。なお、ご提案のあった病院や介護施設等の物件については、地震危険担保特約を附すことにより地震による危険は担保されるものと考えている。	地震保険に関する法律(第2条第2項第4号)に規定されている50%以下、については、50%とした根拠を明らかにされた。	C	-	地震保険に関する法律(第2条第2項第4号)に規定されている50%以下、については、50%とした根拠を明らかにされた。	1109360	個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	財務省			